

総点検実施要領（案）（橋梁編）の概要

ポイント

主に市町村を対象に、点検箇所、点検方法、判定資料を参考に示すもの

- ・点検に不慣れな市町村が処理しやすいよう簡易な判定区分を設定
- ・第三者被害を及ぼす事象を防ぐために必要な点検内容を提示

1 点検の目的

○道路橋における第三者被害の防止

2 点検対象

- 第三者及び道路利用者の被害が予想される橋梁において
- ・路下の第三者がいる可能性のある位置に、落下、転倒する部材
 - ・路面より上方の全ての部材・橋梁附属物等

「橋梁本体」

主桁、横桁等副部材、斜長橋斜材、吊り橋ケーブル、床版工、伸縮装置、高欄、排水施設、下部工 等

「橋梁附属施設」

照明施設、標識・道路情報提供(収集)施設、遮音・防風・防雪施設、等

3 点検方法

○近接目視、触診、打音検査等により実施

4 点検結果等

○点検結果の判定基準、記録を簡略化

総点検実施要領（案）（道路トンネル編）の概要

ポイント

主に市町村を対象に、点検箇所、点検方法、判定基準を参考に示すもの

- ・点検に不慣れな市町村が処理しやすいよう簡易な判定区分を設定
- ・道路附属物についても、点検対象、点検方法を設定

1 点検の目的

○道路トンネルにおける第三者被害の防止

2 点検対象

○トンネル本体工及び道路附属物等

「トンネル本体工」

覆工、坑門、内装板、天井板、路肩、路面および排水施設、漏水防止樋、はく落防止対策 等

「道路附属物等」

照明、標識、ジェットファン、警報表示板、吸音板、ケーブル類 等

3 点検方法

○近接目視、打音検査、触診により実施

4 点検結果等

○点検結果の判定基準を簡略化

総点検実施要領（案）（舗装編）の概要

ポイント

- ・市町村が点検しやすいよう路面性状調査に目視評価を導入
- ・地下埋設物の存在する路線などで路面陥没危険箇所調査

1 点検の目的

- 舗装路面の状態把握及び第三者被害防止の応急措置
- 路面陥没危険箇所調査の把握と予防

2 点検対象

- 主に幹線道路の舗装路面及び路面下

3 点検方法

- ポットホール、陥没につながる路面の変状などを巡回で実施
- ひび割れ、わだち掘れ、縦断凹凸を目視評価
- 地下埋設物が存在する路線などで路面陥没危険箇所調査

4 点検結果等

- 目視評価などに合わせた記録様式

総点検実施要領（案） （道路標識、道路照明施設、道路情報提供装置編）の概要

ポイント

- ・道路標識、道路照明施設、道路情報提供装置等について点検箇所、点検方法、判定基準を参考に示すもの
- ・規模が大きい施設等を優先的に実施

1 点検の目的

- 標識等による第三者被害の防止

2 点検対象

- 道路標識（路側式、片持式、門型式、添架式）
- 道路照明施設（ポール照明方式、添架式）
- 道路情報提供装置（路側式、片持式、門型式、添架式）
※設置箇所数が膨大であるため、第三者被害が大きくなるおそれが高い、規模が大きい施設等を優先的に点検

3 点検方法

- 近接目視を基本とし、必要に応じて板厚調査等を実施

4 点検結果等

- 点検部位毎に、損傷内容に応じて判定
- 施設の位置や損傷部材を事後に特定できるよう写真等を活用して記録

総点検実施要領（案）（横断歩道橋編）の概要

ポイント

- ・ 橋梁の点検方法に準じて点検を実施
- ・ 構造体の接合箇所や添架物に特に着目して点検を実施

1 点検の目的

- 横断歩道橋における第三者被害の防止

2 点検対象

- 横断歩道橋

※点検部位は、橋梁に準じるが、構造体の接合箇所や添架物に特に着目して点検を実施

3 点検方法

- 近接目視を基本

※標準的な方法は、橋梁に準じる

4 点検結果等

- 点検結果の判定基準は、橋梁に準じる

- 施設の位置や損傷部位を事後に特定できるよう写真等を活用して記録

総点検実施要領（案）（道路のり面工・土工構造物編）の概要

ポイント

主に市町村を対象に、点検箇所、点検方法、判定基準を参考に示すもの

1 点検の目的

○道路のり面工・土工構造物における第三者被害の防止

2 点検対象

○のり面工・斜面安定工・カルバート工

「のり面工」

切土のり面、盛土、グラウンドアンカー工

「斜面安定工」

擁壁工、ロックシェッド、スノーシェッド、落石防護工全般、
落石予防工全般、その他斜面安定工

「カルバート工」

3 点検方法

○目視点検、近接目視、触診や打音検査等により実施

4 点検結果等

○施設毎に判定基準を具体的に記載